

首都圏中央連絡自動車道 弓田舗装工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書25-5-1(4)について	セメント安定処理路盤材は自走式土質改良機により骨材とセメントの材料混合を行うとあります。しかし、碎石・砂・セメントを同時に混合すると配合通りのセメント安定処理路盤材になりません。したがって、材料混合は碎石と砂の一次混合、骨材とセメントの二次混合が必要と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	貴社の施工計画に基づきお考えください。
2	特記仕様書25-5-1について	セメント安定処理路盤材に使用する、碎石・砂・セメントについて屋根付きの骨材ヤードは必要になります。この屋根付き骨材ヤードは設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	セメント安定処理路盤材に使用する、碎石・砂・セメントについては、購入材を想定しており、混合の都度、納入するものとして計画しております。したがって、貴社の施工計画により屋根付き骨材ヤードを設けた場合は設計変更の対象とならないものとお考えください。 なお、現場条件の変更等により、監督員が必要と認めた場合は設計変更の対象となるものとお考えください。